

上野事務所ニュース

令和4年10月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

協会けんぽの被扶養者資格再確認について

現在扶養されている方について、被扶養者としての要件を満たしているかを確認

するため、「被扶養者状況リスト」が10月上旬から順次事業所へ送付されます。(健康保険組合に加入している事業所は対象外です。)再確認の対象となる被扶養者は、令和4年4月1日現在の被扶養者の方です。(令和4年4月1日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外です。)

【手続きについて】

- ①「被扶養者状況リスト」が届きましたら、リスト内の被扶養者が健康保険の被扶養者としての要件を満たしているか確認を行い、必要事項を記入してください。
- ②被保険者と別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については、被扶養者状況リストに同封されている被扶養者現況申立書を記入し、被扶養者要件を満たしていることが確認できる書類を添付してください。
- ③リスト記入後「被扶養者状況リスト」の事業主印を押印し、「正」のみを協会けんぽに返送してください。「副」は事業所控えです。
- ④被扶養者としての要件を満たせず解除となる被扶養者がいる場合は、「被扶養者調書兼異動届」を記入します。また、解除となる方の保険証を回収し、この被扶養者調書兼異動届と被扶養者状況リスト「正」と一緒に協会けんぽに郵送します。

被扶養者調書兼異動届で被扶養者の

異動手続きができるのは、今回の被扶養者資格再確認のみです。被扶養者の異動があった場合には原則として「健康保険被扶養者(異動)届」を日本年金機構へ提出します。

健康診断の事後対応について

会社は、1年以内ごとに1回(深夜業などの特定業務従事者については6か月以内ごとに1回)定期健康診断を行う必要があります。また、定期健康診断後、その結果に基づく「健康診断個人票」の作成と5年間の保存義務があります。

健康診断の結果、異常の所見があった労働者(有所見者)については、その健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴くことが義務付けられています。医師等に意見を聴いた結果により、必要があれば、下記のような措置を講じます。

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のために、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

また、健康診断の結果、作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実

施、設備の設置、作業方法の改善等について、医師に意見を求めてください。

労働者数が 50 人未満の小規模事業場では産業医の選任義務がないため、健康診断の結果について医師等に意見を求めることが難しいと思います。こうした事業場を対象に、地域産業保健センターでは無料で医師からの意見聴取や助言・指導を実施しています。利用するには、事前の申し込みが必要ですので、事業場の所在地を管轄するセンターへお問い合わせください。

*労働基準監督署の臨検では、健康診断個人票に医師の意見が記載されていない場合には、意見をもらうように勧告されます。

*地域産業保健センターの電話番号

千葉：043-242-1220

船橋：047-424-9322

市原：0436-24-5599

中小企業緊急特別支援金について

【千葉市中小企業者緊急特別支援金について】

千葉市では、原油価格・物価高騰の影響を受けてい

る中小企業者に対して、事業継続のために支援金を給付しています。支援金は、「令和 4 年 4 月～8 月」の「対象となる費用」の合計が「令和 3 年 4 月～8 月」の「対象となる費用」の合計に比べ 10 万円以上増加している場合、その増加額に応じて給付されます。また、BCP（事業継続計画）を策定または改定した場合には加算金として 10 万円が上乗せされます。

＜対象となる費用＞

原材料費	原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃
燃料費	ガソリン、重油、軽油、灯油
光熱費	電気、ガス

*1 年前の単価と、直近の単価を証する資料として、仕入台帳、納品書、領収書等の提出が必要です。

＜コスト増加額＞

コスト増加額	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
給付額 (1 者当たり)	5 万円	10 万円	15 万円

＜BCP 策定について＞

BCP（事業継続計画）とは、大地震などの自然災害や感染症などの緊急時においても、事業を継続させ早期復旧を可能とする

ために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための対策をあらかじめ整理し、決めておくものです。今回の支援金では、令和 2 年 4 月以降に自然災害及び感染症を踏まえた BCP を策定または改定した場合に申請可能です。千葉市では、「千葉市中小企業 BCP 様式」を作成しています。この様式と「千葉市中小企業 BCP 策定ガイド」を参考に BCP の策定を進めることが可能です。詳細は、下記の特設 WEB サイトにてご確認ください。

<https://chibacity-kinkyushien.com/>

【市原市中小企業等経営継続支援金について】

市原市では、新型コロナウイルス感染症拡大・原油価格・電気・ガス料金を含む物価の高騰等の影響によって、令和 3 年 10 月から令和 4 年 9 月までの間の任意のひと月の売上が令和元年（平成 31 年）から令和 3 年の同月比で 30%以上減少している中小企業等に対して、雇用保険の加入人数に応じて支援金を給付しています。

＜支援金額＞

雇用保険に加入している従業員数	支援金額
1～9 人	200,000 円
10～19 人	300,000 円
20～29 人	500,000 円
30～49 人	800,000 円
50～69 人	1,200,000 円
70～99 人	1,700,000 円
100 人以上	2,000,000 円

*100 人以上の場合、50 人毎に 1,000,000 円加算されます。

雇用保険に加入している従業員数は、原則として、直近の「労働保険概算確定保険料申告書」の雇用保険被保険者数で確認されます。上野事務所に労働保険事務を委託している場合には、上野事務所で雇用保険に加入している従業員数のわかる書類をご用意しますのでご連絡ください。

臨時休業のお知らせ

職員研修のため、**11月4日（金）**は臨時休業とさせていただきます。何かとご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。